

千葉商科大学国府台学会会則（抜粋）

第 2 条 本会は、会員の研究助成とその発表普及を目的とする。

第 3 条 本会は、千葉商科大学の専任教員をもって組織する。

第 4 条 本会は、次の事業を行なう。

1. 機関誌『千葉商大論叢』『千葉商大紀要』の発行。
2. 各種研究会・講演会の開催。
3. その他本会の目的を達成するために適当と認められる事業。

第 5 条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 学長がこれにあたる。
2. 運営委員長 運営委員の互選による。
3. 運営委員若干名 会員総会で選出され任期は 1 年とし本会の事務を分担する。

前 号 目 次

論 説

孔子の倫理哲学論（3）

— 道徳論を中心として —……………浅 井 茂 紀(1)

コトバの変移（2）

— 現代日本語管見 —……………戸 村 幸 一(13)

Speech Acts: Japanese English Teachers' Responses

to Compliments……………ELLIOTT, Warren R. (33)

戦時下日本における林語堂の邦訳……………河 村 昌 子(51)

加藤教育論における大学の価値と役割……………濱 野 和 人(65)

対日講和・旧安保条約の締結と『世界』

— 日米同盟をめぐる論説の検証 —……………水 野 均(87)